

**(財政上の措置)**

**第16条** 府は、食の安心・安全の確保に関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講じるものとする。

**(趣旨)**

府は、施策を推進するため、必要な財政上の措置を講じることを明らかにしています。

**(解説)**

「財政上の措置」とは、施策を推進するために、必要な予算案の作成及び府議会への提案、府議会による予算の議決、執行部による予算の執行等の一連の行為を指します。この一連の行為において、施策を推進するために府が財政上配慮する旨を規定しています。

なお、府が「財政上の措置を講じるものとする」とは、特定の者に財政的請求権その他の請求権を付与するものではありません。